会議名称	平成22年度第7回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び 閉会日時	平成22年9月1日(水) 午前9時30分~午前11時40分
開催場所	北本市文化センター第3研修室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出 席 委員(者) 氏 名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、髙橋伸治、古賀利雄、宮城仁、 秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠 席 委員(者) 氏 名	なし
説明者の 職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職 員職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮
会 議 2 議 次 3 そ 第 4 閉	会 題 北本市市民参画推進条例に位置づける項目の検討 の 他 会
布   2 /	次第 宮代町公式サイト 市民参加のページ (トップページ) 北本市市民参画推進条例に位置づける項目 (検討資料)

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
河井委員長	1 開 会 これより、平成22年度第7回北本市市民参画推進条例等市民検 討委員会を開催する。 秋とは思えない暑さだが、北本市市民参画推進条例の検討もいよ いよ大詰めである。条例に位置づける項目を今回と次回の委員会で まとめられるよう、いっそう気を引き締めて検討していきたい。
	2 議 題 本日の議題は、「北本市市民参画推進条例に位置づける項目の検討」である。 これまでの議論に基づいた「項目案」を本日の会議までに用意するよう、前回の委員会で事務局に依頼した。 資料は委員の皆さんに事前に配布したので、既に目を通されたことと思う(資料「北本市市民参画推進条例に位置づける項目(検討資料)」)。まずは資料の説明を事務局にお願いする。
事務局	これまで開催された6回の委員会の議論を基に、他市の市民参加 条例を参考にし、条例に位置づける項目とその内容を(案)として まとめました。前回配布しました資料「市民参画条例 他都市の状 況(項目別)」で他市の条例を参照しながら御説明します。
	―事務局 長嶋 資料を示して説明―
河井委員長	ただいま事務局から「項目案」について説明があった。 全体としてはこのような形で条例をまとめていきたいと考えているが、ここに挙がっていない項目や内容について提言や質問等があれば、発言してもらいたい。 まず、「条例の見直し」についての項目が抜けているので、検討項目として追加するよう事務局にお願いしたい。
事務局	承知いたしました。
髙橋 (伸) 委員	全体としてはこれまでの議論の内容が盛り込まれていると思うが、7「参画の方法」について、「アンケート」が「審議会」と同等のものとは私は思えない。市民参画メニューをひとくくりにして単に羅列するのではなく、質的にどのメニューがより重要なのか、一読して理解できるよう構造的に整理してもらいたい。
河井委員長	パブリック・コメント手続は、既に形が決まった案に対して意見 を募集する制度である。審議会のように、案を作成する段階で市民 参画がなされることが、より重要なのではないかと思う。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
事務局	一般に、市民参画条例制定の目的は、行政の行動に対して市民が 意見を述べる機会を設けることにより行政に一定の縛りを加え、行 政の透明性を確保するとともに、市民参画の選択肢を一覧できるよ う市民に提示することとされています。市民参画のための各メニュ ーは、それぞれの段階や状況に応じて有用性が異なります。そのよ うな趣旨でつくられるメニュー型条例だという条例の性質を御理解 いただければと思います。
髙橋(伸) 委員	現在のアンケートの運用には問題がある。どのような対象物をどのように改善することを目的に尋ねるのか、対象の「定性」ができていない状態のまま稚拙な設問を用いて「定量」分析をしようとしても、効果は全く期待できない。
秋吉委員	市民参画メニューについて委員の中にはさまざまな意見があるようだが、まずは、市民が広く参画しやすい制度に変えることが第一である。そのためには、市民参画を受け付ける窓口を一本化し、市民が制度を利用しやすい環境を整備していく必要がある。市民参画の窓口が一本化していない現状で制度のあり方を考えているから、どのメニューが重要だとか格がどうだとかの話になる。今回の「項目案」では、政策の案を固める直前にパブリック・コメント手続を必ず実施して市民の声を聴き、それ以外にも他のメニューでもう一段階の検討が加えられる、といった内容なのだから、それほど問題が無いように私は感じる。市民参画制度を効果的に運用するためには、行政の窓口の整備を先行させるべきではないか。
髙橋(伸)委員	パブリック・コメント手続は、内容がほぼ固まった案について見落としが無かったかをチェックするための制度だと私は認識している。政策や物事の良し悪しを判断して案を作り上げていく過程は、審議会なり他の手段で行われるものであって、やはりパブリック・コメント手続とは構造的に異なるものだと思う。また、自治体の最終的な意思決定手段として実施される住民投票も、他の市民参画手続とは制度の意味が異なるだろう。このように、条例を作成するにあたっては、メインとなる参画、それを補助する参画、時系列での違い等を、それぞれ構造的に分類しなければならないと思う。
事務局	ただいま委員会で議論となっている内容は、項目7「参画の方法」ではなく、8「参画の実施(マッチング・ルール)」の部分ではないかと思います。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	各メニューの重要性は、メニューを実施する段階や目的に応じて 異なります。たとえば審議会は、専門的な深い議論を少人数で行え る利点はありますが、直接的には一部の市民の意見しか反映できな いといった欠点もあります。一方でアンケートは、市民全体の意見 を把握するためには、適切な市民参画手段であるといえます。 各メニューをどのように実施し、どのように組み合わせていけば 市民の意見・意思を的確に市政に反映させられるのか、そうした複 合的な視点で考えていく必要があります。
河井委員長	パブリック・コメント手続は、さまざまな検討を行った「結果」 を住民に提示するもの、といった印象があるが、現在の実施状況を 見るとコメントが返ってくる率は非常に低い。 最終案提示の前段階として、重要な議題を審議会等で話し合わな ければならない。その審議をすっ飛ばしてしまっては、市民参画の 実現は困難であろうと思う。
髙橋(伸) 委員	列記されたメニューをどう活用するかは運用レベルの話だ、と言ってしまえば確かにそうなのかもしれない。しかし、問題が発生している現状をいかに把握し、どのような改善目標を設定するのか、そこに至るまでにどのような手段を用いるのか、さまざまな検討過程を経た最終案の確認を誰がどのように行うのか、検討の段階はそれぞれ異なるのだから、条文上も明確な構造化がなされなければならないと考える。
関山委員	7「参画の方法」を(1)と(2)に二分して、必ず通らなければならない道と、自由な判断で選択できる道とに分けたらどうか。
矢澤委員	「アンケート」とひとくくりに言っても、事前、審議中、決定、 それぞれの検討段階や調査実施方法によって調査結果の価値や性質 は異なるのだから、「アンケート」そのものが重要であるかどうかに ついての議論は、それほど意味は無いのではないかと思う。 提案だが、12「市民政策提案制度」を7「参画の方法」から分 けない方が良いのではないか。市民参画の手段を一覧できるよう列 記することを条例制定の目的の一つとして掲げるのであれば、12 は7に加えておいた方が適切なのではないか。
秋吉委員	そのようにした方が、市民が理解しやすいと思う。
河井委員長	行政が主体的に実施する制度と、市民が持つ権利を同じ項目に入 れると8「参画の実施 (マッチングルール)」の項目との齟齬が生ま

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
光 日 名	
	れてしまうが、参画手段は同じ項目の中で一覧できた方が市民にとってわかりやすいと思う。そのようにまとめていきたい。ここまでの議論を整理する。 議論となっているのは、項目7と8で本当の意味での市民参画が実現可能なのかということである。「項目案」では、パブリック・コメント手続が必須であると規定されているが、このままでは政策案を審議する段階が軽視されてしまうのではないかと危惧している。
秋吉委員	現段階では、市民には、市民参画推進条例どころか自治基本条例でさえ浸透していない。市民参画の窓口を一本化して、市民がどこでどのように参画できるのか、市にはどのような参画方法が存在するのか、それらを具体的に丁寧に案内するために、まちづくりに関する市民の声を一括して受けられる窓口の整備を最優先で行わなければならないと思う。
古賀委員	北本駅西口再整備問題でも、再整備賛成派は「ルールに則って議 決された」と言い、反対派は「適切な議論や市民参画がなされてい なかった」と言う。このことを踏まえ、適切な市民参画の方法論に ついて大いに議論し、考えていかなければならない。
事務局	本日配布した資料「宮代町公式サイト 市民参加のページ(トップページ)」を御覧ください。宮代町では、審議会委員の募集・会議記録・アンケート調査の結果等、市政への参画に関わる情報を、行政の部署の枠を問わず一括して一覧できる専用ページを設けています。
河井委員長	これは非常に良い取り組みだと思う。 広く市民参画を求めるには、どのようなことを市民参画の対象としているのか、今現在の市民参画状況はどうなっているのか、市政に関わる情報を整理して、市民全体に周知していく必要がある。 こうした市民参画の情報を一括して発信・受信していくためには、やはり一つの行政窓口で情報をまとめる仕組みを築いていかなければならないと思う。 ところで、北本駅西口再整備問題については、市民参画のための適切な手順が踏まれていなかったのか。
髙橋 (伸) 委員	ワークショップのようなものはあったが、しかるべき団体に対しての事前説明は無かったと聞いている。4つの自治会には早い段階から話を持ちかけたが、自治連等にはアプローチしていなかったようだ。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
加藤副委員長	「情報の共有」、「市民のまちづくりへの参加と市政への参画」、 「市民と行政との協働」を基本原則とした北本市自治基本条例を策 定しようと市民と市が真剣に議論している最中に、当事者である市 がその原則を全く守っていなかったというのはおかしなことだ。市 に対し強い口調で非難する市民が数多くいる。
古賀委員	市民の参画を求めてさまざまな会議を実施していたようだが、ど のような人を集めてどれ程の頻度でどのような議論を行っていたの かについては、不明瞭な部分が多かった。
髙橋 (伸) 委員	市民個人への呼びかけはある程度行っていたようだが、各市民団体への説明は全く不足していた。 市民参画を実現するために審議会制度をどのように充実させていくかが、重要な論点だ。商工会や観光協会等の中間団体に名前だけを名簿に出させて「市民の声を聴いた」としてしまうようではいけない。団体が議題を持ち帰って内部で審議するための時間も与えずにどんどん物事を決めてしまうような現状の審議会の運営方法で、本当に良いのか。また、事情や経緯を知らない市民を加えたからといって適切な審議が可能なのか。
事務局	11「市民参画推進計画」の項目を設けると、市長は、年度の初めに、どのような計画について市民参画メニューが適用されるのかを市民に提示し、年度の終わりには、市民参画の実施状況をとりまとめて公表しなければなりません。また、それらの情報発信のあり方や実施状況について、14「推進評価機関」の北本市自治基本条例審議会が審査を行い、市民参画制度の運用が適切になされているかを評価することになります。
河井委員長	項目7「参画の方法」、8「参画の実施 (マッチング・ルール)」については議論が煮詰まってなかなか結論が出ないようであるから、次回に再度検討を行いたいと思う。 それでは、項目の1から15まで、一つずつ順に検討していきたい。現時点では問題が無いと判断できた場合は、変更は加えないものとする。意見があるようであれば、発言してもらいたい。
古賀委員	一項目1から15まで順に検討一 項目3(2)の「できるだけ早い時期からの参画」は曖昧な表現 であると思う。「計画段階からの参画」に修正してはどうか。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	北本市自治基本条例では、政策の計画・実施・評価の各過程で市民参画がなされることを規定していますが、市民参画推進条例についても、項目案を条文化する場合には、誤解が生じないよう配慮したいと思います。
高橋(陽)委員	項目3 (1)、項目3 (4)、項目5の「市」は具体的にどの機関を指す用語なのか。
事務局	「項目案」の段階であるので、厳密な定義に則った言葉遣いでない部分がありました。北本市市民参画推進条例は北本市自治基本条例の委任条例ですから、項目案の用語についても自治基本条例で定義した用語「市長等」(市長その他の執行機関)にそれぞれ訂正するのが適切と考えます。誤解を招きまして、申し訳ございませんでした。
河井委員長	そうした特別な定義を持つ用語については、この市民参画推進条 例の条文の中でも説明が必要なのではないか。
高橋(陽) 委員	一般の市民は、「市長『等』」と言われてもピンと来ない。むしろ 具体的に何のことであるのか疑問が膨らむだけではないか。
事務局	北本市自治基本条例の委任条例ですから、法文の形としては、重ねて定義をすることは望ましくありません。北本市自治基本条例を 策定したときと同様、市民の皆さんが理解しやすいパンフレットや 手引きを作成したいと思います。
河井委員長	北本市自治基本条例制定の際には、文体について市民が親しみやすいよう「です・ます」調にすべきではないかという意見があった。しかし、自治基本条例は「まちの『憲法』」であるから通常の法文の「だ・である」調が適切だ、という結論になった。ただ、この市民参画推進条例に関しては、市民が市政に気軽に参画できるようにするための制度整備という観点から、「です・ます」調で親しみやすいものにすることも選択肢として考えたい。
関山委員	項目3 (3)の「平等な参画の機会の保障」は、宮古市参画推進条例第3条第1項「参画は、市民の自主性が尊重されるとともに、すべての市民が参加し、関わることができるものとする。」のように、「すべての市民が市政に関われる機会の保障」というような表現に変えた方が良いのではないか。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
河井委員長	「すべての市民が市政に関われる」もしくは「多くの市民が参画できる」のような表現に改めたい。 項目4(2)の「全体の利益」については、「市全体の利益」といった表現に直した方が良いのではないか。単に「全体」であると「全体主義」のようなネガティブなものを誤想起させると思う。同様に、項目5(3)についても、「市民全体の意向」ではなく、「市民の意向」と改めてはどうか。 項目5(1)の「情報共有のための市政情報の提供」については、「情報共有のための的確で迅速な市政情報の提供」と改めてはどうか。現在の行政の情報発信は不十分な面が多い。適切な運用がなされるよう、強調すべき部分は強調していきたい。
高橋(陽)委員	一本化した市民参画窓口を設ける必要があるのであれば、項目5 のところにでも市長等の役割の一つとして明記してもらいたい。
河井委員長	項目6 (1) について、「基本」「基本」と言葉が続くようであるから、「総合計画」と表記を変えた方が良いのではないか。
事務局	「総合計画」としてしまうと、「総合振興計画」だけを対象とした 内容と誤解を受ける恐れがありますので、「項目案」としてはこのよ うに表記しました。
髙橋(伸) 委員	項目6 (5)の「重大」性や項目6 (6)「必要」性は誰が評価するのか。 市政については原則全てにおいて市民参画を実施するが、主なものを項目6「市民参画の対象」に例示し、特に適用除外とするものを項目6-(2)に規定した、という認識でよろしいか。
事務局	重大性や必要性の評価は行政が行い、行政自らが必要に応じて市民参画の機会を設けることになります。その過程で不十分な点があるようであれば、北本市自治基本条例審議会等の審査の対象となります。また、項目6の「市民参画の対象」や項目6-(2)「市民参画の適用除外事項」については、委員がおっしゃるとおりです。原則は市政の全てにおいて市民参画の機会が保障されるべきでありますが、適切な行政運営を行うために適用除外事項も設けなければなりません。 補足ですが、項目6については、議論がしやすいよう6-(1)、6-(2)、6-(3)と、表記すべきでした。訂正をお願いしま

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	す。
河井委員長	6 - (2)の適用除外項目についてだが、予算の審議については 規定がないようだが、どのような扱いになるのか。
事務局	予算については適用除外項目として規定している自治体もありますが、予算の調製は市長の職務権限ですから、事務局が把握している限り、市民参画の対象としている自治体は無いようです。また、市民参画推進条例は「市民と行政の関係」を規定したものですから、参画の対象をあまりに広げてしまうと議会との関係をどのように整理するのか、議会を交えて議論を進めなければならなくなるといった問題も出てきます。
秋吉委員	予算案の作成まで市民参画の対象としてしまうと、検討すべき問題が広がりすぎてしまって、適切な市民参画がなされなくなってしまうのではないか。
河井委員長	他市の状況を参考にしながら、予算を適用除外項目とするにはどのような規定を設けるべきか、委員会で検討しておきたい。規定しない場合、他市ではどのような運用がなされているのかを知っておきたい。線引きが曖昧なままでは、後でもめる可能性がある。あらかじめ事務局で調査してもらいたい。
事務局	次回委員会までに調べておきます。
河井委員長	項目9「参画手続の公表」について、宮代町のように公式サイトに専用ページを設けるなどして適切な環境整備を行っていきたい。 項目9(4)の「その他考えられる広報手段」について、これは 市民団体に対する情報伝達も含まれるという認識でよろしいか。
事務局	市民団体に対する情報伝達も含まれると考えています。
河井委員長	「その他考えられる広報手段」とのことだが、「考えられる」の部分を「 <u>有効な</u> 」に改めるべきではないか。市長等に、「考えつかなかった」などと言い訳をされては困る。
秋吉委員	項目10「出された意見の取り扱い及び実施記録の作成と公表」 が適切に行われることによって、項目9の広報手段が初めて活きて くるのだと思う。非常に重要な部分なので、注視して検討を進めた い。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	項目11「市民参画推進計画」、市民参画実施前後における情報の 公表についての規定は、非常に良い内容だと思う。積極的に実施さ れるよう規定していきたい。
河井委員長	項目12「市民政策提案制度」について、制度自体は設けるべきと考えているが、ここでの「市民」の定義をどうするかが問題だ。20歳以上、18歳以上、年齢制限無し、さまざまな定義の仕方があると思うが、委員の皆さんの意見を聞きたい。
秋吉委員	全市民が市政に参画できる機会を保障する、としたこの条例の趣旨を考えれば、年齢に制限を設けるのはおかしい。一定の年齢で区切るとしても、〇〇歳以下の市民は親の委任状を併せて提出することで連署可能、などとし、可能な限り全市民の権利を保障するよう努めるべきだと思う。
古賀委員	選挙権などと違って何かを議決するわけではなく、政策の「提案」なのだから、年齢について制限を設ける必要は無いのではないか。
事務局	参考までに、市民政策提案手続を行える市民の要件として、「和光 市市民参加条例」は第9条で「市民政策提案手続における提案は、 年齢満18歳以上の市内に住所を有する者」と規定しています。
髙橋 (伸) 委員	制限を設けるとしても、「義務教育を修了した市民」等、制限はできるだけ狭くしていきたい。
河井委員長	大きな問題が無いようであれば、年齢制限は設けない方向で検討を進めたい。
髙橋 (伸) 委員	子どもたちから意見が積極的に出てくるかたちが、北本市の将来 のまちづくりにとって良いと思う。
事務局	「宮古市参画推進条例」では、政策提案に年齢の制限を設けていません(第9条1項)。提案した政策は広く公表されるため、あまりに無責任な意見は出て来ないものと思われます。
秋吉委員	インターネットモニターで実施する「アンケート」は、項目7 (4)「参画の方法」で挙げられている「アンケート」とは別個のも のか。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	インターネットモニターで実施する「アンケート」は、項目7 (6) その他の効果的な方法、に含まれるものと認識しています が、一つの選択肢として別に設けるのが適切という判断が委員会で なされれば、メニューの一つとして明記したいと思います。
河井委員長	項目7(4)「アンケート」の中に、インターネットモニターで実施するアンケートも含めてはどうか。
髙橋(伸) 委員	「アンケート」としてひとくくりにしてしまうと、ランダムサンプリングを前提とした一般的な「アンケート」の定義が揺らいでしまう。それぞれ別個のものとして規定すべきではないか。
事務局	項目13「市民登録制度」については、適切なあり方を作業部会でも検討してみたいと思います。
河井委員長	項目15(5)の「必要な条例・制度の改正を伴う」とは、どのようなものを想定しているのか。
事務局	市民参画推進条例として市の市民参画制度を整理することに伴って、情報公開条例等、さまざまな法令や規則を体系的に整備する必要が出てくる、ということです。行政内部の制度運用に関わるものが主となりますので、この委員会で特別に考慮する必要性は発生しないものと思われます。
河井委員長	委員の皆さんから、他に意見や質問等が無ければ、本日の議事はこれで終了する。 次回は、本日の議論で結論が出なかった項目7・8・13・15 (2)について重点的に検討を行い、併せてこれまでの委員会を総括していきたい。 事務局には、これまでの議論の整理と、必要な資料の用意をお願いしたい。
	一事務局 了承一
	3 その他 次回委員会は9月15日(水) 午前9時30分から午前11時まで 北本市文化センター第3研修室で開催予定
	4 閉 会

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加藤副委員長	それでは、これをもって平成22年度第7回北本市市民参画推進 条例等市民検討委員会を終了する。
文	宋例寺川氏俠的安貝云を於 」 9 る。